都市計画法第32条に基づく

公共施設管理者との同意協議について

合志市では、都市計画法第32条の規定に基づく 公共施設等管理者への同意協議申請は都市計画 課へまとめて提出していただいておりましたが、 令和6年8月19日受付分より、各公共施設等管理 者へ直接提出していただくことになりましたの で、お知らせします。

手続きフローは下記のとおりとなります。

同意協議申請にあたっては、熊本県の開発許可 基準および各公共施設管理者の基準に沿って、 許可権者(熊本県)および各公共施設管理者と 十分に協議のうえお手続きをお願いします。

●公共施設管理者(全て合志市役所内の窓口となります)

建設課	市道、里道、水路等
農政課	農道、水路等
土地改良区	水路等
水道課	上水道
下水道課	下水道
安全安心課	消防水利、安全施設
環境衛生課	ゴミ置場
都市計画課(公園)	公園、緑地

(1)

【申請者】 事前相談

(2)【申請者】

事前報告

(3)

【申請者】

同意協議申請

(4)

【合志市】

同意書

(5)

【申請者】

開発行為許可申請進達依頼

(6)

【合志市】

進達書



【申請者】

開発行為許可申請



【熊本県】

開発許可

同意協議書提出前に、各公共施設管理者へ図面等を用いて事前相談を行ってください。 特に、公共施設(道路、防火水槽、ゴミ置場、公園等)の形 状や配置は密に協議をお願いします。

事前相談が終わったら、都市計画課へ「開発行為に関する事前報告書、位置図、字図、土地利用計画平面図」を提出してください。

②の提出後、各公共施設管理者へ同意協議申請書一式(必要書類 一覧のとおり)を提出してください。原則、会議は行いません。 なお、同意協議申請をした後、修正が生じた場合は、差し替えの 図面を各公共施設管理者へ提出してください。

※必要に応じて熊本県や消防本部へ同意協議申請してください。

同意協議申請後1カ月程度を目安に、各公共施設管理者 より同意書・協議経過書を配付します。 ※協議内容によっては、時間を要する場合があります。

④を受け取った後、開発行為許可申請書一式(必要書類は熊本県の開発許可申請手引き参照)の副本1部を都市計画課へ 提出してください。

進達依頼後1週間程度を目安に、都市計画課より県への進達 書を配付します。

許可権者(熊本県県北広域本部景観建築課もしくは熊本県建 築課)へ開発行為許可申請書一式(必要書類は熊本県の開発 許可申請手引き参照)に進達書を添えて提出してください。

許可権者(熊本県県北広域本部景観建築課もしくは熊本県建 築課)より許可書が発行されます。